

マイナンバーの民間利用における課題の一考察

長嶋建士郎^{†1} 原田要之助^{†1}

概要：マイナンバー制度は、国民一人ひとりに番号を割り振り、国や市町村などがバラバラに管理している社会保障や所得の情報をまとめて管理する制度である。「より公平な社会保障制度・税制の基盤になるとともに、行政の効率化に資する」と期待され、関連法成立を受け、政府は2015年10月をめぐりに全国民に12ケタの個人番号を通知した。2016年1月以降、IC(集積回路)チップの入った顔写真付きの「個人番号カード」を希望者に交付した。そのカードを提示すれば、失業手当などの社会保障給付を申請する際に、納税証明書などの書類を提出する必要がなくなる。施行から3年後をめぐりに番号の利用拡大を検討するとしており、診療情報などを対象にすることが想定されている。ただ、プライバシー保護の観点から懸念の声もある。デジタル社会の推進に向け、マイナンバー制度の民間利活用を進めるとともに、紙媒体から電子への転換、パーソナルデータの利活用、サイバーセキュリティ対策の強化、社会実装の高度化など、多角的に取り組むことが必要である。このような中での民間利用の視点から、今後必要となりうる課題を考察する。

キーワード：マイナンバー、マイナンバー制度、マイナンバー法

Detailed Study of The Social Security and Tax Number System

KENSHIRO NAGASHIMA^{†1} YONOSUKE HARADA^{†1}

Abstract: The Social Security and Tax Number System, which is known as "My Number" is a consolidate system of information of social security and income by allocating numbers to each citizen. Those information have been separately controlled by local municipalities and the national government. Establishing "My Number System" has been expected to become more fair social security and taxation system along with contribution to administrative efficiency. With the establishment of relevant laws, the government informed 12 digits numbers to the all citizens in October 2015. After January 2016, they issued integrated circuit-embedded My Number Card with a photo to those who applied. With "My Number Card" you are no longer required your tax statement for social security benefit, such as unemployment allowance. The government has been working on the expansion of its usage (including medical information envisaged) and will be continuing for 3 years since the enforcement of the laws. However, concerns are being voiced in order to protect privacy. It is necessary to consider from various perspectives including changing from paper to electronic medium, utilization of personal data, strengthening of cyber security practice and greater sophistication of social implementation. This paper examines issues from a view point of usage of private sector in the year to come.

1. はじめに

マイナンバー法は2013年5月24日、参院本会議で自民、公明両党と民主党、日本維新の会、みんなの党などの賛成多数で可決、成立し、2012年の衆院解散でいったん廃案になり、その後、自民、公明、民主3党による修正を経て2013年3月に政府が関連法案を国会提出、年金などの社会保障と納税を一つの個人番号で管理する制度が2016年1月から始まった。昨年の衆院解散でいったん廃案になったが、その後、自民、公明、民主3党による修正を経て、2015年3月に政府が関連法案を国会提出した。共通番号制度は、国民一人ひとりに番号を割り振り、国や市町村などがバラバラに管理している社会保障や所得の情報をまとめて管理する制度である。「より公平な社会保障制度・税制の基盤にな

るとともに、行政の効率化に資する」と期待され、関連法成立を受け、政府は2015年10月をめぐりに全国民に12ケタの個人番号を通知した。2016年1月以降、IC(集積回路)チップの入った顔写真付きの「個人番号カード」を希望者に交付した。そのカードを提示すれば、失業手当などの社会保障給付を申請する際に、納税証明書などの書類を提出する必要がなくなる。施行から3年後をめぐりに番号の利用拡大を検討するとしており、診療情報などを対象にすることが想定されている。ただ、プライバシー保護の観点から懸念の声もある。安倍首相は国会審議で「国民の理解を進めていく中で検討していくことが重要」などと慎重に検討する考えを示していた。¹

マイナンバー制度の根拠となる法律は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

^{†1} 情報セキュリティ大学院大学
Institute of Information Security.

律」であり、一般には「マイナンバー法」や「番号法」といった略称で呼ばれている。マイナンバー制度は、主に、税務手続きと社会保障手続きにおける行政の効率化を図るための制度であり、現在のところ、行政は縦割りで、任意の行政機関が保有している個人の情報が他の行政機関の保有する情報と同一の情報であることを確認する手段がないゆえに、行政手続きごとに情報が正確であるかの確認が必要になる。マイナンバー制度の導入により、個人情報利用の面で行政の縦割りが解消され、効率的な行政運営が期待されている。²

マイナンバー法の施行に向けたスケジュールは、まず2014年1月1日に特定個人情報保護委員会が設置され、次に2015年10月からマイナンバーおよび法人番号の指定・通知が開始し、2016年1月から個人番号カードの交付が開始された。そして2017年1月(予定)から国の機関間において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が開始されると共に、マイ・ポータル³の運用が開始される。地方公共団体との情報連携については2018年7月の見込みとなっている。³

2. マイナンバー制度導入による企業実務

企業実務におけるマイナンバーの仕組みは3つのポイントに絞られる。マイナンバーの指定、迅速かつ安全な情報連携、本人確認の措置の3点である。マイナンバーの指定とは悉皆性、唯一無二性、視認性、最新の基本情報(氏名・住所・性別、生年月日)と関連付けられた新たな番号の4つの要素を備えた12桁の番号となる。つまり、住民票を有する全員に指定され、1人1番号で重複がなく、流通させて利用可能な見える番号であり、住民基本台帳に記載されるものとなる。このマイナンバーについては特定の個人を識別する機能を担保する観点から、原則として本人の希望による変更は認められないが、不正防止の観点から、マイナンバーが漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められたときは、市町村長は本人による請求またはその職権により新たなマイナンバーを指定し、通知カードにより通知することとされている。

迅速かつ安全な情報連携については、マイナンバーを活用した情報連携は、政府が整備する情報提供ネットワークシステムを使用することとされている。この情報提供ネットワークシステムは、年金事務所や市町村など、マイナンバー法に掲げられた機関の仕様に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続したシステムであり、暗号その他の内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる情報連携を管理するために、総理大臣が設置し及び

管理するものとされている。この情報連携にあたっては、個人情報保護の観点から、マイナンバーを直接使用せず、情報提供ネットワークシステムにより振り出されるマイナンバーに対応した別の符号を利用して行うものとされている。さらに、同一の個人に関するものであっても、情報保有機関ごとに異なる符号を割当てて、情報提供ネットワークシステムにおいて利用する。また機関ごとの符号を直接紐付けられないようにしている。

本人確認の措置は、マイナンバー法において、マイナンバーを取り扱う者は、本人からマイナンバーの提供を受けるとき、本人であることを確認することが義務付けられている。これはマイナンバーが視認性のある番号とされていることから、マイナンバーのみによって手続きが進められるとなりすましが可能となるため、不正受給等を防止するために措置されているものである。本人確認の措置はマイナンバーが記載された申請書等を受け付ける市町村の窓口など、マイナンバーを利用する行政機関、地方自治体において実地が義務付けられ、加えて給与支払報告書や健康保険被保険者取得届の提出など、税務や社会保険の手続きを行う民間事業者に対しても義務付けられるものである。つまり税務署や健康保険組合はマイナンバーを利用して個人情報を管理することとなるため、給与支払報告書や健康保険被保険者取得届などにはマイナンバーの記載が求められ、事業主は従業員からマイナンバーを聴取する必要があり、その際に本人確認の措置を講じる必要がある。

本人確認を講ずる必要があるのは、本人またはその代理人からマイナンバーの提供を受けるときに限られるので、本人またはその代理人以外の者からマイナンバーの提供を受ける場合は義務が課せられない事になる。これについて、扶養控除等申告書など、従業員の扶養家族のマイナンバーが記載された書類の提出を受ける際に、はたして家族のマイナンバーについて本人確認が必要なのであろうか。税の手続きで従業員から提出される「扶養控除等(異動)申告書」や、健康保険の手続きで提出される「健康保険被扶養者(異動)届」については、扶養家族のマイナンバーに関して本人確認措置は不要であるが、一方「国民年金第3号被保険者該当届」については、扶養家族のマイナンバーに関して本人確認措置が必要となる。

この取り扱いの違いは、書類の提出義務者が異なることによるもので、すなわち、扶養控除等(異動)申告書や健康保険被扶養者(異動)届については、提出義務者が従業員とされているため、従業員が扶養家族のマイナンバー提供を行うときは、当該従業員が「個人番号関係事務実施者」として提供を行う事になる。したがって、事業者は、扶養家族のマイナンバーに関しては、個人番号関係事務実施者た

る従業員から提供を受けることになるため、本人確認の措置は不要になる。これは従業員において一義的に本人確認がなされていると判断するからである。^{3,4}

一方、国民年金第3号被保険者該当届については第3号被保険者(従業員に扶養される配偶者)自身に届出義務が課せられており、これを従業員が事業者に提出する行為は、配偶者の代理人として行っている事になる。したがって、事業者において本人確認措置を講ずる義務が生じる。

なお、企業実務において健康保険被扶養者(異動)届と国民年金第3号被保険者該当届が同時に行われ、処理される場合は、健康保険被扶養者(異動)に記載されている家族のマイナンバーについて本人確認を行うことを禁止するものではなく、マイナンバー制度導入に伴い、健康保険と国民年金の手続きを分けて行う必要はない。

本人確認措置としては①マイナンバーの番号確認と②本人の身元確認の2点について行う必要があり、マイナンバー法^(注1)マイナンバー法施行令^(注2)およびマイナンバー法施行規則^(注3)においてはこの2点についてそれぞれ、本人確認措置の原則および例外を定めていて、(ア)本人から提供を受ける場合と(イ)代理人から提供を受ける場合とでその内容も異なり、加えてマイナンバーを受ける方法(対面、郵送、電子的方法、電話)に分けられており、さらに複雑となっている。⁴

3. 企業へのマイナンバー制度導入による課題

3-1 IT政策が目指す方向性

(1) 現状認識

IT基本法の制定から長年を経て、情報通信ネットワーク・インフラの高度化が進み、インターネットを通じた経済活動が国民生活にとって不可欠なものとなった。こうしたなか、導入されたマイナンバー制度は行政機関間の情報連携、民間企業などによるデータ利活用によるきめ細かな政策運営を可能とする新しい社会基盤となると考えられる。⁵

(2) データ利活用推進のための法制整備の必要性

マイナンバー制度を民間企業を含む社会基盤として活用するためには、これまでより踏み込んだデータ利活用が必要となる。マイナンバー法の施行や改正個人情報保護法の施行にあわせて、データ利活用への新しい取り組みが期待されている。今後、民間分野での利活用については、現法制度の保護に合わせた、データ利活用、電子化推進のための新たな法制整備が不可欠であると考えられる。⁵

(3) 自由かつグローバルなデータ転移の堅持

グローバルに事業を展開する国産の業界にとって、大量のデータの自由かつグローバルな流通はイノベーション創出の前提であり、情報通信技術の急速な発展はM2Mを含め世界中から戻ってくる大量のデータを活用し、より高いレベルの知識に取り組むことで、非連続的変化と新産業・新事業の想像に挑戦することを可能としている。政府においては、データ利活用を推進する制度改革に取り組む上ではグローバルな視点を常に意識すべきであると考えられる。⁵

3-2 狙うべき政策効果

そうした観点から、民間が考察すべき視点は以下の通りであると考えられる。

(1) 生産性向上

紙から電子へ(民間・官民間手続き等における各種業務プロセスや帳票類の標準化)、自動化・省力化の推進、コストの適正化

(2) データ利活用の推進

サイバー空間での5W1Hの標準化(手始めに、個人・法人、住宅、道路等の共通ID導入)、政府データポリシーの再定義による官民データ連携(データを使ってよいか分からない悩みの解消)、パーソナルデータ・公共データの産業利用促進、デジタルに対応した業務プロセスの見直し、デジタル時代の新しい社会的コンセンサスの形式

(3) 国民各層の情報リテラシーの底上げ

データの安全管理、情報セキュリティ対策分野を含むIT利活用人材の育成

4. 生産向上に考えられる施策

1 生産向上に関するもの

(1) 官民情報連携基盤の構築

現状では、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。現時点では、マイナンバー法においても、官民間の情報連携を行うことはできず、法律成立後3年間をめどとして検討を行い、所要の措置を講ずることになっている。本人からの要請や事前同意などを前提に民間事業者に対し、行政の保有する情報の利活用を認め、官民が保有する情報連携基盤を構築すべきである。⁵

(2)個人番号の利用による官民データ連携

従業員に関する情報は、現状は本人からの申請内容を管理・利用しているが、一定水準以上のセキュリティを企業側が確保することを条件に、マイナンバーをキーとして官公庁ができる基盤が構築されれば、企業側が保有する情報の更新が容易となり、信ぴょう性が高まる。⁵

(3)扶養控除等正に係る事務負担軽減

「扶養控除等正通知」は、1年以上遅れて提出元企業に届く。この通知には氏名のみ記されているため、指摘を受けた企業側は本人の特定・確認ならびに追納のための複数年分の履歴調査報告義務を負うが、年末調整の繁忙期に届く事もあり、大きな事務負担となっている。従来、自治体間で手作業と電話・FAXで確認をとっていた事務を、マイナンバー制度の導入を契機として電子化し、企業に対する正通知の送付時期の前倒しや随時の連絡をすることで、加えて企業側での本人の特定を可能とすることで、事務負担の軽減に繋げるべきであると考えられる。⁵

(4)電子私書籍の民間利用

e-Taxによる電子申請には源泉徴収票の添付は省略可能であるが、実務上、源泉徴収票の利用場面は多く想定されることから、電子私書籍の民間利用の道を開き、電子交付された源泉徴収票のやりとりを可能にするべきであると考えられる。⁵

(5)保育所入所申請の効率化

マイナンバーの導入に伴い、雇用証明の登録を共通化し官民のデータ(報酬・雇用形態・勤務地、ほか)を利活用することにより、市区町村への保育所の入所申請時の雇用証明を電子化登録する仕組みを検討すべきであると考えられる。⁵

5. 海外でのマイナンバー制度と民間利用

5-1 移民型国家の番号制度

マイナンバー制度を議論する上で、よく引き合いに出される制度として、米国の社会保障番号SSN(Social Security Number)がある。官民含め幅広い分野で本人確認のための番号として利用されており、民間事業者における契約者の本人確認、従業員の採用時の本人確認、記入機関の取引における本人確認、個人信用情報機関での利用、医療機関の患者管理番号としても使われている。しかし、SSNカードは紙のカードであり、顔写真は添付されていない。

米国、オーストラリア、カナダなどを代表とする、移民が建国した国々では、米国のSSNと同様な統一的な番号を

広い範囲で利用しつつも、本人確認(本人の身元確認)に厳格さを求めないという特徴がある。

これは本国での厳しい統制や迫害から逃れてきた人々が建てた国であることから、国民性として、国家が強く国民を統制することを望んでいないため、日本のような戸籍や住民基本台帳といった制度はなく、そのため、SSNは台帳に基づいた番号ではない。⁶

なお、米国ではSSNが民間部門でも広く活用されている。

5-2 その他の国々の番号制度

カナダやオーストラリアも、米国と同様の傾向を持っている。たとえばカナダにおいては社会保険番号の取得は強制ではなく任意であり、オーストラリアにおいては納税者番号があるものの、番号取得は義務ではなく、番号利用を拒否する納税者は最高税率による源泉徴収を受け入れればよいとされているだけである。⁶

5-3 福祉国家の番号制度

1つの番号を社会の中で広く利用している国の例として、北欧の国家がある。スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマークといった北欧型高福祉国家は番号の使い方やプライバシーの感覚において、移民型国家とも統制型国家とも異なっていて、いずれの国も高負担福祉国家という方向を目指しており、消費税率25%といった税や社会保障の高負担を受け入れる代わりに、手厚い手当が給付されることが権利として浸透している。スウェーデンでは、番号の利用について特に制限はなく、民間企業における顧客管理番号として使われるなど、幅広い分野で官民間問わず本人確認のための番号として利用されている。

転居時の住所変更手続きでは、住民登録情報の変更がそのまま番号を介してその行政機関、郵便局、銀行などに連携され、住所が変更される。医療機関では出生後医療機関の端末を通して出生時登録および個人番号を取得することができ、オンラインでの診療予約、カルテ情報の提供、疾病証明の交付申請をすることができるようになっている。さらに国税庁管轄のSPAR(住民情報登録機関)が民間企業に氏名・住所等の情報を有料で提供しており、雇用主や保険会社など個人情報の民間利用も進んでおり、その情報はダイレクトメールなどの営業活動のために利用でき、地域や所得水準などのセグメントを設定していて、氏名。住所の情報を入手することができるようになっている。いわば、政府が名簿ビジネスをしているようなもので、ダイレクトメールを受けとりたくない国民はオプトアウト(拒否)できる仕組みになっている。

一般に北欧の国民は政府への信頼が厚く、プライバシーに関しても日本とは異なった感覚をもっていて、例えば自分の病歴などの情報が公開されることは問題視されるが、氏名、住所、生年、年間収入、資金額、税額がインターネ

ットで公開されても問題視されることはないようである。例えばフィンランドの政策には、出産を控えた母親たちに赤ちゃん用品をプレゼントするという制度がある。⁶

5-4 プライバシー配慮型国家の番号制度

1つの番号を官民含めてあらゆる分野で利用する、番号の使い方のモデルをフラットモデルと言う。それに対して、1つの番号をあらゆる分野での使用を容認すると個人毎の情報が統合され、プライバシーが侵害されるのではないかと憂慮する国々がある。日本をはじめ、ドイツ、フランス、イギリス、オランダ、オーストリアなど西ヨーロッパの国々が該当する。これらの国々では1つの番号を広い範囲に適用するような使い方はせず、分野ごとに異なった番号を使うセパレートモデル、あるいは分野ごとにことなった番号を使うものの、それらの番号が特定人物に紐付けられる仕組みをもったセクトラルモデルを採用している。

しかし近年ではフラットモデルに近い形態をとっている国もでてきている。これらの国では、近年番号を統一化する動きが活発であり、状況は変化してきている。例えば、オランダは第二次世界大戦中に強制的に番号をつけられたという過去があり、番号制度に対する抵抗感とはりわけ強かったと言われているが、近年の電子政府の推進による国民の利便性の向上と行政の効率化を目的に、国民的な議論をお越し、国民のコンセンサスを得ながら番号制度の適用範囲を徐々に拡大している。オランダの番号制度の導入は税務分野に利用範囲を限定した1986年の税務番号にさかのぼるが、その後社会保障分野まで利用が拡大され、1988年から税務・社会保障番号として広く利用されるようになった。さらに住民登録を基礎とした利用範囲の拡大に伴い、2007年にすべての行政機関に利用が義務付けられる共通番号である市民サービス番号の位置付けに至った。

国民は市民サービス番号の携行が義務付けられ、運転免許証・旅客等の公的身分証明証には氏名・写真とともに市民サービス番号が記載。内務省では市民サービス番号登録簿システムを整備しており、番号の提示を受けた行政機関や民間機関等は、このシステムを利用して市民サービス番号の正当性の確認や本人確認を行っている。各行政機関は業務上市民サービス番号の利用が義務付けられており、業務目的以外の使用に関しては別途根拠法に基づくこととなっている。さらにどの個人情報項目をどの行政機関が保有しているか公表されており、国民には個人情報のアクセス・ログの閲覧や情報訂正権も認められている。根拠法によって民間利用も認められており、病院や教育分野において、本人確認手段として利用されている。次にイギリスの動きを見てみると、2006年に共通的なIDを様々な分野に活用するIDカード法が成立し、国民ID登

録簿の構築とIDカードの発行が定められた。これらを廃止するIDドキュメント法が2011年に成立し、共通的なIDを導入すべきか否かで揺れ動いているのが現状である。

ドイツでは長年プライバシー問題に関する議論があり、納税者番号制度が導入されていなかったが、2003年に納税者番号である税務識別番号が定められ、2009年から運用が開始されている。しかし利用範囲の拡大については慎重であり、納税者番号を他の分野へ適用するという検討はまだ行われていない。

フランスにおいては、公式見解では納税者番号はない。税を統合的に管理するための納税者番号は導入されていないが、税当局では本人確認のために社会保障番号を利用して、実態として社会保障番号を機軸に税情報の統合的な管理が行われている。

セクトラルモデルの例としてはオーストリアがある。オーストリアでは26の分野ごとに異なる番号が利用されていて、個人の情報が個々に管理されている。電子政府の進展とともに、国民が分野ごとにIDとパスワードを保有して自分の情報にアクセスするのは危険であるという認識から、市民カード(ICチップ内にキーを格納したもの)を使って、異なる番号を持つ自分の情報に統合的にアクセスできる環境を提供した。この仕組みを使って、異なる番号で管理された分野間の情報連携も可能となるが、税と社会保障といった業務連携の強い分野では社会保障番号が共通の番号として使われているのが実態となっている。⁶

5-5 海外でのソーシャルイノベーション事例

世界電子政府進捗度ランキング調査(以下電子政府ランキング)を参考に、海外でのイノベーション事例を見てみると、韓国は電子政府ランキングでは2014年に3期連続で1位の評価を受けている。

日本と決定的に異なる部分が隣国との緊張関係であり、韓国では国が国民の情報を安全に一元管理することは、半ば当然のこととして受け止められている。国民は、国によって隣国の脅威から保護されているという感覚を持っており、国が国民を統制して隣国のスパイ活動などを抑止するのは当然という考え方になっているようであり、住民登録番号を1980年に18歳以上の全国民に定めた。その後1997年通貨危機以降、政府はIT立国政策を掲げて、インターネットの普及に力を注ぐようになり、番号制度(RRN(Resident Registration Number))制度が官民の電子サービスにおける本人確認のための社会インフラとして機能するようになった。⁶

他にも2016年電子政府ランキングでは1位シンガポール、

2 位が米国、3 位にデンマーク、4 位に韓国、5 位に日本、6 位～10 位はエストニア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス・台湾と続いている。

6. 今後の課題の考察

現段階ではまだ、日本国内で、海外(米国など)での事例にみられた様ななりすましによる被害等が確認されていない状況であるが、米国ではなりすまし被害が 2006 年～2008 年の 3 年間で 1,170 万人、損害額が毎年約 5 兆円と報告されており、社会保障番号の不正利用で、不正受給、二重受給、銀行口座開設などといった被害が目立っていた。日本ではマイナンバーのみの漏えいでは主な被害は何もでないように想定されているが、マイナンバー+氏名、マイナンバー+通知カード、マイナンバーカード、などが漏えいした場合は想定しうる被害が何通りにも広がる可能性がある。これらの問題点と今後展開していく民間利用、民間分野を中心に想定し、民間企業がどのように対応していくべきかを考察する。

6-1 管理

今後のマイナンバーの民間利用においては管理について十分に考察する必要がある。教育方法や、どのように分けようとしているか、今までより厳しく管理しているか、どのような工夫をしているか、何か困っていることはないか、一般企業でやりきれぬのか、マイナンバーガイドラインやライセンス制度の必要性について、本当にマイナンバーをビジネスに活用するときにセキュリティ対策ができるのか、その力量についても担保する必要があるのではないかと、等を考察する。

6-2 情報セキュリティアンケート調査

原田研究室では情報セキュリティアンケート調査を今年 9 月に行った。その結果と傾向からすると、マイナンバーに関する認識や知識と、マイナンバー制度導入における従業員の教育が未だ行き届いていない場合があるといった状況が確認できた。これらの情報より、マイナンバーを民間で利活用し、ビジネスとして運用する事は今の段階では困難かもしれないといった可能性があり、現状はどのように運用されているかといった部分を考察する予定である。

6-3 海外でのソーシャルイノベーションについての考察

現段階ではどの国のどの政策が日本にとって良いものかを考察することができていないので、日本ではどのような政策をしたときにどのようなリスクが生じるか等の、海外の状況を参考にマイナンバーをビジネスとして活用していく上での民間企業の工夫を考察する。

謝辞

本論文の執筆にあたり、ご指導いただいた情報セキュリティ大学院大学の教授陣、また多くの助言をいただいた原田研究室の客員研究員及びメンバーに対し、謹んで感謝の意を表する。

参考文献

- [1] 須藤 修『番号制度とソーシャルイノベーション』(都市問題 2014 年 11 月号 p. 78-99)
- [2] 佐藤 亮『思考直前！ マイナンバー制度対策』(医療業務 2015 年 12 月 15 日 p. 20-25)
- [3] 安田 正人『マイナンバー制度導入による 企業実務への影響&見直すべき社内体制(第 1 回 マイナンバー制度の概要と施行スケジュール)』(ビジネスガイド 2015 年 3 月 p. 44-51)
- [4] 安田 正人『マイナンバー制度導入による 企業実務への影響&見直すべき社内体制(第 2 回 マイナンバー制度における本人確認措置について(1))』(ビジネスガイド 2015 年 4 月 p. 50-57)
- [5] マイナンバーのデジタル社会推進で提言(労働法令通信 No. 2403 2015 年 12 月 8 日 p. 24-29)
- [6] 榎並利博『諸外国における先例にみる「マイナンバー制度」』(SR 38 号 ビジネスガイド別冊 p. 38-47)
- [7] 近藤佳大『日本の番号制度(マイナンバー制度)の概要と国際比較』(情報管理 2013 年 9 月号 vol. 56 no. 6 p. 344-354)
- [8] 多賀谷一照『マイナンバー制度の論点』(都市問題 2014 年 11 月号 p. 54-61)